京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一月金拾錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰曆 十一月十五日
發行編輯人 山下英爾
印刷人 京城西署四十門通
發行所 京城新報社 電話六六三

支那旅行談（下）

瀧本美夫君

有利なる點は其生活の程度甚だ低く經費尠なきが爲めにして支那人が特に其品物の仕入に巧妙なりや否やは蓋し別問題たるべし支那には幇と稱する同業組合あり其組合は普通歐洲にて行はるゝ組合とは大に趣を異にし同一地方の出身者の團體にして同時に同業商人の組合なり故に支那の組合は同業組合と共に同鄕人團體にして同鄕人は何れも同一貨物を取扱ひ決して他地方の貨物を取扱ふを無きなり思ふに歐洲の中世紀に於て十字軍に參加せる者が東洋の貨物を使用する習慣を得てより伊太利は其貨物を歐洲に販賣し大に活動を爲したるが此時代に於ける歐洲の都市は多く一定の特產物のみを取引したり今日の支那は歐洲の中世紀に於ける「ギルド」（同業組合）に更に加味するに同鄕人團體の性質を以てせる者にして或る貨物は或組合の者に限り之を賣買し居るに止まり恰も該貨物の賣買は事實上其組合員の特權なるかの如き觀あり是れ自由競爭を妨ぐる者にして產業の進步發達を爲す所以に非ざるべし故に支那が今後立憲政治を斷行せんとせば先づ此くの如き制度を打破せざるべからず歐洲中世紀に於ては同業組合が政治上の權力を有せり卽ち各同業組合は其代表者を「シテー、ホール」（日本の市役所の如き者）に出し以て政治に干與せしめ今日の如く組合員外に於て議員を選出するが如きと無かりしなり故に中世紀に行はれたる「ギルド」の制は今日の立憲政治とは稍矛盾せざるを得ず是れ余が支那に立憲政治を行ふ事の極めて困難なるべきを思ふ所以なり、

▲我が邦の勢力　我が邦の三井物產會社は非常なる勢力にして買辨を廢し自ら總ての經營を爲せり其他我が內地にて名なき者にして大に活動し居る者もあれども無資本者の成功せし者尠なきが如し大躰に於ては支那に於ける我が邦の發展は頗る著しき者にして紡績系の如きは外國品と競爭して之を驅逐せるが如き我が內地にて想像するよりは遙に勢力の大なる者あるを感ず特に支那に於ける我が邦の海運業は著大の進步を爲せり今昨年支那の諸港に出入せる船舶の噸數を示せば左の如し

英國	三千三百萬餘噸
支那	一千六百二十萬餘噸
日本	一千百四十萬餘噸
獨乙	七百五十萬餘噸
佛蘭西	三百十萬餘噸

▲結論　近頃我邦に支那の前途は頗る洋々たる者ありと論ずる者あり如何にも支那は我が邦の誘掖扶導に由り到る所に小學校を起し又各省には師範學校を起すに至りたり然れども其師範學校の生徒は授業料を徵收せず且種々の特點を賦與し之を奬勵すと雖其入學志望者甚だ尠少なりと云ふ學校の數日に多きを加ふるを以て支那の前途を樂觀し去るは稍早計に失するの無きか支那人は事に當り自己を犧牲とするの熱誠乏し此の精神にして缺乏するは支那の爲め深く之を惜まざるを得ざるなり故に支那は官制改革よりは寧ろ愛國心の養成を其最も急務とす要するに支那の前途如何は容易に斷言すべからざるなり

鐵道當局と會見顚末

左に掲るは鐵道管理局運輸事務官矢野、小原兩氏が仁川商業會議所に頴原會頭と會見したる顚末を同會頭より報告せるものなり

報告書

本月九日統監府鐵道管理局京城運輸事務所長事務官矢野菊松、同運輸部營業課事務官小原爲の兩氏は當會議所を訪問し本職に會見を申込みたり依て同日午後六時右兩氏と會見を遂げたるに兩氏の齎らしたる要領並に本職が之に對して陳述したる要旨は大約別紙の通りに有之候間記錄の上各位の御參考に供し申し候尚是等の事項に關する御意見若くは申立てらるべき事項等有之候は丶本職にまで御開陳相成候樣致度別紙相添此段得貴意候也

明治四十年十二月十二日

仁川日本人商業會議所
會頭　頴原修一郎

殿

一、矢野事務官は永く鐵道運輸に關する事務を取扱ひ鐵道監部の時代にも事務官として同樣の事務を執り當所前書記長とも懇意にもあれば旁々自分共が爲しつゝある仕事及び鐵道運賃并に貨物取扱等に就ては未だ民間實業家に了解せられ居らざる點多々之れあり隨て種々の誤解を招くの點少からざれば其の諒解せられざる點及び誤解せられ居る點等を親しく說明し且つは自分等の仕事に付御意見あらば腹藏なく申出でられんことを御相談に罷出たる次第なれば多少時間を費やすこととなれども充分聞取りを願ひたく要するに自分共が今日御尋ね致したるは當局者と民間實業家との意思の疏通を圖り相互の利便を增進せんとするの希望に外ならざれば商業會議所は是等實業家の集合する團体なるのみならず關係ある人々の出入りも繁かるべく又是等關係ある人々の集會等に關係する機會もこれあるべきに付此等の機會を利用して自分等が來訪の意思及び開陳したる要旨を會議所に依りて傳へられんことを願ひたく又向來若しも此種の關係業者が集合せらるゝ機會あらば豫じめ日時を與へ自分等に通知せらるゝに於ては何時たりとも出席して意見を聽問し且つは自分等の意思をも開陳し尚其取扱等に關しては親しく詳細の說明を致すべし今日罷出たるは所謂客廻はりの意味に外ならずと云へり而して兩氏の話なれたる事項并に本職より陳べたる事項は槪ね左の如し

第一　鐵道に附隨する運送業者に關すること。內國通運株式會社に關すること。　運送業者の資產に關すること。

矢野事務官は今民間に在て鐵道運送の業に從ふもの其數比較的多數にして中には其資力の誠に薄弱なるものあり身は下宿屋に居りて手提かばん一個を携へ得意廻はりを爲して貨物を集め以て運送の業を營むものさへあり斯の如きものに多額の貨物を寄託するか如きは頗る危險なることにして之れに對する相當の取締を要するは目下必要なることなりと思料す之れに付ては如何なる意見を有せらるゝやとの發問あり本職は適に貴見の如く僅々千以下數百の資本を有して二三萬圓の大貨物を取扱ふか如き怪しけなる運送業者の多きか爲め貨主の損害を被むりしこと屢々之れあり之に對する相當の取締法は之れなきやの感念は平生より之れあり獨り本職のみならず當港實業家の重もなるものは常に此感念を有する次第なりと述へたるに矢野氏は鐵道管理局に於ても夙に之れを憂へ前統監管理局長古市公威現任局長大屋權平氏等に於ても最其感を深くし資本金百萬圓を有する內國通運株式會社に對し韓國鐵道の貨物輸送を掌らんことを勸務したる次第なるが同會社は日本に於て仕事を爲し居るか如く韓國に於て果して同樣の仕事を爲すかは豫じめ保證することを得ざれども鐵道管理局に於ては決して內國通運株式會社に私するものにあらず孰れの會社なり個人なりと雖ども相應の資本ありて鞏固なる基礎を有し立派に仕事を爲すものあれば喜んで之を歡迎する次第なるを以て此點は豫じめ諒知し置かれんことを乞ふと云へり

吾國通貨の整理（一）

侯爵　松方正義

紐育某社記者は余に對し余か經驗せし財政上の事に關し何事か書く可きことを需めたり余は此需に對して何事を書く可きか我邦の近代は甚だ變化多き時代なり王政維新以來經過せし時日は未だ四十年に滿たすと雖も此間に於て封建制度は廢止せられて一たび中央集權の制となり而して又憲法政治となり數回の內亂と外戰とを經たり政治及社會上の變化は急激にして重大なる事件甚だ多し

財政上に於ても余の遭遇せる重要にして記憶すべき事項亦少しとなさす例へば（一）士地制度の整理並に地租の改正に關する事、（二）華士族の世祿を公債を以て整理したる事、（三）金庫出納の事務を統一したる事、（四）各種租稅の改正をなしたる事、（五）紙幣の整理をなしたる事、（六）金貨本位を採用したる事、（七）公債の整理をなしたる事（八）會計法の改正をなしたる事等の如き是なり

右等の事件の中に就きて余は紙幣整理のことにつきて筆を執りて記者の需に應ぜんと欲す何となれば不換紙幣の弊害たるや頗る甚しく實に之が整理を果たすと否とは國家の興廢にも關すべき重大のことにして余が經驗したる財政上の難件の中に於て最も困難を感じたることなりしを以てなり

紙幣整理のことを述ぶるに當りては先づ遡りて我邦の紙幣が如何にして其の狀態に至りしかにつき其由來を述べざる可からず

我邦の舊來の貨幣制度は德川幕府が慶長六年に於て金銀貨の制度を一定したるに基きて幕府末年まで二百六十餘年間之に依り來れり然れども幕府は財政の困難となるに隨ひ屢々貨幣を改鑄し其品位を下し重量をも減じ各藩に於ても或は私に貨幣の鑄造をなすものもあり又幕府の許可を得て紙幣を發行するもあり之が爲め幕府末年には我邦の貨幣制度は甚しき紊亂の狀態にありたり安政以後外國と通商をなすに及び幕府も其の貨幣制度の紊亂に堪えず之を改正せんと欲したるも內外多事の爲め之を果さざりしが王政維新に及びて新政府は愈々之を棄置く可からざることゝし明治四年に從來の貨幣を改鑄することに着手したり其時の制度は大體米國の制に倣ひて九百位金二五「グレーン」七二を以て一圓とし之を本位とし全く金貨本位制を採りたり而して別に九百位銀四一六「グレーン」の一圓銀貨を作りて開港場限り通用せしめたり此の如く制度の上に於ては金貨本位制を採用せしと雖も當時紙幣の增發其他の事情より之を完全に施行することを能はざりしのみならず當時東洋に於ては一般に墨銀通用し我邦獨り金貨制度を行ふこと困難なりしかば明治十一年に至り開港場限り通用せしめたる一圓銀貨の內地通用を許したるか爲め制度上は金銀兩本位となり而して不換紙幣の整理さるゝに及び事實純然たる銀貨本位制となりたり

以上のことは當時我邦の貨幣制度の基礎に關することなるを以て紙幣のことを述ぶるにつきては讀者諸君の豫め記憶し置かれんことを希望する所なり

面白い婦人の装飾（上）

衣服を着ることは一般に寒暑を凌ぐといふ意味に解釋されて居りますが、決してさういふ單純な譯ではありません、一つは身體を裝飾こいふ事、禮義を重んずるといふ事なども意味されて居るので、婦人に於て殊にこれに依つて身分を知らしめるといふ事が多くそれを見ます、で、其の裝飾も必らず衣服に限らず、身體のいろ／＼の部分にこれが施されてあるのであります▲頭髮の裝飾●●●●　シャムでは頭に輪を頂いて居ります、そうして其の輪を南京玉の如きもので飾らしたのを頭の中央部に置いて、此の輪の中から慈姑のさつてのやうに毛を出すのが盛んに行はれて居ます、樺太のアイヌは鉢卷のやうな輪を布で拵へて、夫れで刺繡のやうにいろ／＼の飾を施して、これを頭に被ることが裝飾となつて居ります▲眼の裝飾●●●●　次ぎは顏の部分に就いて言ひますと眼玉に藥を差してパッチリさせることがありますが、これは多く文明國で行つて居て、未開國では斯ういふことは遣りません、其の代はりに墨を眼の緣る塗る事が流行て居ります、これは埃及、土耳其、亞刺比亞などで盛んに行はれて居ります▲鼻の裝飾●●●●　夫れから鼻の飾りで、當今では鼻の形を直す器械があるといふことを新聞で承知して居ますが、未開國では自然の儘に飾をするので、夫れは左の鼻の孔に小さな輪を箝めるのです、兩方ならば少し體裁も宜しう御座いませうが、片方だけですから隨分見苦しい夫れから又輪を箝めずに珊瑚の釦を箝める事も行はれて居ります、中には牛の鼻のやうに鼻の孔の境の所へ輪を箝めて飾りとして居る國もあります、南洋のリユーキニーこいふ處では鼻の横に眞ッ直な棒を突き通して飾りとして居ります、この棒は美しい貝殼で飾りを施したものなのです▲口の裝飾●●●●　その次ぎは口でありまして、これは男子に多く、御婦人には少ないやうですが、亞弗利加內地の土人や、亞米利加の西海岸などでは婦人でも遣つて居ります、で亞弗利加のは鼻から口へかけて直徑二寸位の輪を箝めるので、これを子供の時唇に穴を明けて、年を取るに隨つて段々大きくなるのを箝めて、これに通すのです、而して夫れを鼻に箝めて、其の輪の中からチヨコント鼻が出て居るのを飾りとして居ります、亞米利加西海岸のボトキユード人種のは又た餘程變つて居る、ボトキユードとは德利といふ事でありますが、夫れが何うして人種の名になつて居るかと言へば、唇に穴を明けて、瓶のやうなものを下げて飾りとして居るからであります、又同國バンクーバ附近の土人は下唇に皿のやうなものを箝めてこれを飾りとして居つて、煮ねたてのあついものでも食べる時には唇を一寸離して、これを載せてさましてから食るなどといふ離れ業をもやるのです▲耳の裝飾●●●●　それに次では耳で、これは別段珍らしい事もありませんけれど、大別三種になつて居ります即ち耳に棒を通すのさ、輪を箝めるのさ、鍵のやうなものを掛けるのとであります、歐羅巴でも此の鍵をかける飾りは行はれて居る、併し總じて耳輪の飾りは衰へたやうでありまして、耳輪の今日尚盛んに行はれてあるのは印度人、北海道アイヌ並に樺太東海岸の土人などでせう、それから南洋のシャツでは西洋の糸卷のやうなものを耳軸さして、この正面には金銀寶石を鏤て居るのを下げて居ります

文苑

中秋偶在家陪兩親賞月　沒名學士

顚躓常悲汗漫遊、今宵逢月故山樓、爺々笑
間、明年事、品坐把杯何處州。呼酒高
事煙淡々捲朧鈎、大月排雲壓小樓、
歌新感慨、去年劍遂東州。

是夜初晴後雨

嫦娥夢覺試清遊、又借痴雲半掩羞、十二欄干酒杯底、金波漣漪桂香浮。

小說　紋のみだれ（二十九）

永井櫻園

內幸町の和田垣家に山田邦男を訪れたは例の松岡光三である。時は午後四時頃で學校からの歸であらう、制服を着けたまゝ親友の間柄とて寛に胡坐を搔いて

「山田、君は今日の東京タイムス見たか。」

云ひつゝ卷煙草を取出して火を移す。

「いゝや、見ない、何か變つた事でも出てるのか。」

「然うか、それぢや持つて來て見せてやりやア宜かつたね、君の艶聞が出てるので、學校ぢや皆が大騷をやらかして居た。」

「僕の艶聞か、そりや眞箇か、甚麼事が出て居た、君は讀むだのか。」

「眞箇さも、僕は確に讀むで見た。それで今日は些と奢してやらうと思つて寄つたのだ。」

と、急込むで聞く。

「奢るやうな艶聞がありやア奢も爲やうが、左に右話して聞して呉れ給へ。」

松岡は煙草の煙を輪に吹いて

「先づ標題が（絲の操）と云ふ標題で、何時やら君と一緒に聞に往つた、竹本清之助ね、あの清之助に君が百二十度以上の大熱々で初た目見得の其晩から只の一晩も缺さないで寄席にれ百度を踏む、のみならず見臺を新調して遣る、引幕を贈る、羽二重の上下を遣る、清之助が言事は何でも諾々と承知して遣つて、其代り天才の竹本清之助は美事君が手中の花となつた、とか斯う云ふやうな雜報なんだ、どうだ、奢るだけの價値は十分有るだらう。」

「イヤ恐く那樣馬鹿な事が出てるのか。」

「何で嘘なんか云ふものか、眞箇だ。疑はしくば論より證據新聞を取寄せて見るが一番確だ。」

「イヤ、それが事實とすりや僕は一身上大變困る事が出來るんだ、困つたね。」

と、急に腕を組んで鬱ぎ込む。

「あんまり熱度が廻るから、新聞に出されるやうな結果になるんだ。今更悔むだ處で取返しが付くものか、怏々爲ずに大に奢れよ。」

「イヤ、那樣笑談どツちやないよ、若も然う云ふ事が此家の婦人に知られると、僕は安閑として寄食する譯に行かないのだ、でなくツても隨分厳酷だからね。」

「管はんぢやないか、君などの手腕を持つて居りや、此家の保護なんか受けなくツても、獨立して十分行けるぢやないか、怏々するな。」

「イヤ然うでないさ、そりや君の言ふやうに、獨立しても自分一人食つて行く位に困りやせん意だが、若も此處の家を出るやうな事になれば、大恩を受けた叔父に濟まないからね。のみならずモウ眼前に横はつて居る卒業試驗も、斷念しなきやならない結果になるから、謂はゞ僕の運命の定まる所なんだ。實に困つた事になつたね。」

「けれども、君の其位熱心になるからには豫め覺悟があつて行つたんだらう、若し覺悟がなくツて行つたんなら實に無謀も甚しいぢやないか。」

「けれども、豈夫新聞に出されやうなんとは思はんかつた。どうか主婦に知れなきや可いがね。」

「大丈夫だ、安心しろ、安心……。」

京城新報

日本人大臣

如何に伊藤公が自家の子分なる西園寺內閣をして對米問題の難局を切拔けしめんが爲に作りたる新協約なりとは云へ出來た以上は最些度まで該協約の運用を圖るが當然なり、而るに何事ぞ今日に到て尚一の邦人大臣を入れず又入るゝの意志なきをほのめかし剩へ韓大臣等を遇するに過優度を失し係關子付かしめ彼等をして新官制にまで容喙を恣にせしむるとは其不用意言語同斷の次第と云ふべし

素より韓國本位の伊藤公が韓人の機嫌氣褄を取るに齷齪たるは不思議の事にはあらず●●●●●雖も左りとては國民壯丁の血を犧牲とな●●●●●米主張を犧牲となし暴徒を起らしめてまで作りたる新協約を一片の反古に化了せしめんとは餘りに情なき次第と云ふべし

之を安南に見よ之をチユニスに見よ由來保護國の統治を爲すに保護の責任を負ひたる側より行政長官たる大臣を入れざるの例なし、顧みて我伊藤統監の爲すところを見るに僅かに彼の事務官とも見るべき四五の次官を入れて韓大臣の頤使に任せ得々拾名取實を說く其遁口の腰弱なる余輩をして嗤呼を催さしむる程なり

願よくは我統監府の諸公暫く自己本位の其日暮を止め今の時世に鑑みて一代の勇氣を出し●●●●家を思ふの情よりして誤れる統●●●現方針を變せしめ邦人大臣を入れて韓國統治の實を收むるの擧に出られんことを

コールブラン

一米人あり西小門外の高樓に住す名をコールブランと云ふ彼は素米國貿易商會の使傭人にして京仁鐵道を造りたるモールスの部下たり慾に目の無き前韓皇を誘つて資金を出さしめ韓美電氣會社を起して玆に數年韓國國家の爲に圖らず社會公衆の爲に圖らず徒らに私利を計るを是事とし今や衆怨の燒點たらんとす

余嘗て以てコールブラン夫妻が東京倶樂部より歸りて橫濱のグランドホテルの一室に入り相抱いて號泣せるの事情を知れり而れども今は之を說くの要なし只彼が近時少しく得意の境にあるの故を以て動もすれば彼が個人性と韓美電氣の事業に及ぼし社會公衆を無視するの暴狀を敢てせんと企つるを視て其愚を憫笑せずんばあらざるなり

統監府何の爲にありや、韓國政府何の爲にありや米領事何の爲にありや異逆に揃も揃ふて盲目にもあらざるべし余輩は前三者が自己の職を思ひて韓美電氣の不都合に對し可然制裁を加へてコールブランをして悟るところあらしめられんことを

間島開放の提議

北京電報

外務部侍郎ヨートンゲン間島問題に關し日本と紛議を重ぬることなく外國の貿易市場に開放すべしと提供せり（十六日發）

東京電報

韓太子入京

韓皇太子本日午後二時四十五分御安着

我陛下に御謁見の日取は未定なり

韓太子離宮着

本日午後三時芝離宮御安着　日本皇太子には御病氣中に拘はらず押て新橋停車場へ御迎接遊ばされ其他有栖川宮、閑院宮各元老大臣陸海軍大將文武高等官各多數出迎へ離宮御着迄の間は軍隊整列し敬禮を爲し士民は群集して萬歲を叫び甚だ盛況にして韓太子は大に滿足せられたり離宮は閑雅にして景色よしと李宮相より兩宮に傳奏ありたしとの電報を發せり

排日反對運動

米國議會に於ける排日案に對し太平洋沿岸の地主等は協議會を開き極力反對運動を開始することを決議せり

三皇孫御避寒延期

迪宮、淳宮、光宮の三皇孫殿下には今日より御避寒の筈なりしも韓國皇太子と御對顏の爲め御延期あらせられたり

電鐵市有契約成る

東京市と東京鐵道會社代表者間に買收の契約成立せり價格は六千七百万圓なり

廻航艦隊出發準備

米國太平洋艦隊は本日出發の準備整へり（以上十六日發）

各地電報

溫陽の暴徒擊退

十四日夕溫陽東方約一里ソツダイ附近に暴徒十餘名徘徊し居れるを知り溫泉里より憲兵四名巡査と共に出張しこれを擊退し一名を捕へ銃器五雜品數點を鹵獲せり（十五日午後二時半安發）

雜報

安洞別宮移御未定

太皇帝には安洞の別宮を修繕し移御遊ばさるゝ爲め三萬圓を支出し修繕に着手されたる由報したるも本社の聞く所に依ば太皇帝には安洞別宮移御のことに就ては一方ならず御熱心なるも實際遷宮は未定の中にありと

京義線起點移動の說

龍山の京義線起點を南大門に移す計畫ありとの義に就き其筋に聞合せたるに右は未だ確定せしにあらざるも軍司令部側にて其議を主張し管理局に交涉して用地調查を爲したるものにして其理由は一朝事ある場合に於ては軍事上甚だ不便にして直接南大門より平壤方面に向ふの有利なると云ふにありて斷然起點地を龍山に啓かすと云ふにあらざれば龍山の死活に關する程に進行したるにはあらざれば未だ龍山の死活問題といふまでにあらざるべし

安奉線改築交涉（滿鐵會社に對して）

大連奉天間の鐵道貨物賃金は關外鐵道との競爭關係上運賃に低減を試みたる結果安奉線に比し長距離なるにも拘らず遼奉間の賃金は却て少額なるが若し安奉線にして大遼奉天間の運賃と同率となるに至らば哩數の少距離に比例せる運賃率の低減は必然奉天鐵嶺方面より東淸線を經て大連に輸出されつゝある豆粕大豆等を吸收するを得べし右等の物品は必然安東を經由し結氷後は更に京義線にて兼二浦に運搬され同浦より內地へ向けて送付さるべきの運命を見るは殆んど疑ふべくもあらざる所にして右と共に奉天及び其の以北に輸入せらるゝ麥粉砂糖雜貨等も亦右の手續により北送さるべきは論を俟たず目下の處に於てこそ安奉線は輸送力充分ならざれど右等の貨物にして該線を通過することゝならば安奉線改築の一大條件が世人に認識せらるゝと共に該線の改築も決行の時機を早むるは必要なり左れば此際安奉間沿線の貨物輸出入に對する便宜と將來安東縣をして南滿各市場に運聯を有せしむべき條件との理由により運賃率の低減を南滿會社に交涉せんとの議安東縣實業家によりて唱道され既に滿鐵安東運輸事務所を經て同會社に交涉したりといふ

●平南國道工事

平南間國道工事は昨今雪の爲め多少難なるものありと雖も相變らず繼續され已に大倉組埋立地境界より川との間約半里餘の道程は見事に竣功せり目下起工されつゝあるは二里許りの道程なり全部竣成は明後年の豫定なるが平南鐵道布設せらるゝこととならば多少工事方針に變動を免れず從來の設計は平南電鐵の便を圖り極めて急勾配なく曲線を少なからしむる方針に出でしが若し鐵道の布設せらるゝ後に於ては切角の道路もだいなしにさるゝ憂ひあるのみならず韓國の如く地方の發達せざる地は內地の如く鐵道に添へる道路の必要なければ平南道路も寧ろ各停車場へ流れ込む完全なる小道に開發するに如かず故に工事は豫定の計畫にて進捗しつゝあれど將來如何に變更せらるゝやも計られず大倉組埋立地境內の道路は專ら大倉組にて工事しつゝありしが昨今は殆んど中止の姿にして全部竣成は明後年中なる由

各部官制の發表

本日發表せられたる官制は各部官制通則（二十一條）內部官制（十九條）地方官制（三十條）漢城府官制（十條）警視廳官制（十九條）度支部各官制（十四條）同建築所官制（十條）印刷局官制（七條）關稅局官制（十五條）稅關官制（二十條）臨時稅關工事部官制（十七條）登記局官制（七條）財務監督局官制（十一條）財務所官制（七條）法部官制（十一條）監獄官制（十一條）法官養成所官制（十一條）學部官制（十四條）農商工部官制（十七條）及土地測量事務に從事せしむる爲め度支部に臨時職員增置の件等にして各內閣官制及部軍部官制は從前の儘是を改正せず裁判所に關する規定は協議中にして發表せられず通則の全文は左の如し

第一條　本則は內部、度支部、軍部、學部、法部及農商工部に適用す

第二條　各部大臣は主任事務につき其責に任す

主任事務に明瞭ならざる事務にして兩部以上に干涉する者ある時は內閣に提出して其主任を定む

第三條　各部大臣は主任事務につき法律勅令の制定廢止及改正を要する時は案を具し內閣に提出すべし

第四條　各部大臣は主任事務につき法律勅令の範圍內に於て部令を發する事を得

各部大臣は主任事務につき其職權の範圍內に於て警視總監及地方長官に指令又は訓令を發する事を得

第六條　各部大臣は主任事務につき警視總監及地方長官を監督す

各部大臣は警視總監及地方長官の命令又は處分にして成規に違ひ公益を害し又は權限を犯す者ありと認むる時は其命令又は處分を停止若しくは取消す事を得

第七條　各大臣は所屬官吏を統督し奏任の進退は內閣總理大臣を經て之を上奏し判任官以下は是を專行す

第八條　各部に大臣官房を置く大臣官房に於ては左の事務を掌る

一、機密に關する事項二、官吏進退身分に關する事項三、大臣の官印及部印の管守に關する事項四、文書接受、發送、飜譯、編纂及保存に關する事項五、統計及報告に關する事項六、所管の經費及收入の豫算、決算幷に會計に關する事項七、會計の監查に關する事項八、所管の官有財產及物品に關する事項九、其他各部官制に依り特に大臣官房の所掌に屬せしむる事項

第九條　各部に局を置く其分掌事務は各部官制に於て是を定む

第十條　大臣官房及各局の分課は各部大臣の定むる所による

第十一條　各部に左の職員を置く

次官一人（勅任）　局長各局一人（勅任又は奏任）　秘書官專任一人（奏任）　書記官（奏任）　事務官（奏任）　飜譯官（奏任）　主事（判任）

第十二條　次官は大臣を助け部を總理し軍部には書記官及事務官を置かず

第十三條　局長は大臣及次官の命を受け所管の事務を監督す

第十四條　秘書官は大臣及次官の命を受け秘密事項を掌り又は臨時命を受け各局課の事務を助く

第十五條　書記官及事務官は上官の命を承け大臣官房及各局の事務を掌る

第十六條　飜譯官は上官の命を受け飜譯を掌る

第十七條　主事は上官の指揮を受け所務に從事す

第十八條　各部奏任判任官の定員は本則に定むるもの丶外各部官制に於て是を定む

第十九條　本則に定むるもの丶外特別職員を置く事を要する者は各部官制に於て是を定む

補則

第二十條　本令は隆熙二年一月一日より是を施行す

第二十一條　光武十一年勅令第四十一號各部官制通則は是を廢止す

各部官制の內容の主なるもの左の如し

內部

內部大臣は地方行政警察、土木、陸上運輸電機、衞生、地理、宗敎、出版、戶籍、移民及救恤に關する事務を管理し地方長官及警視總監を監督し又大臣官房に於ては各部官制通則に揭ぐる者の外褒賞に關する事務を掌る內部に地方警務土木衞生の四局を置き職員の定員左の如し

書記官專任十二名（奏任）　事務官專任五名（奏任）　警視專任五名（奏任）　議官專任一人（勅任）　技師專任四人（奏任）　飜譯官專任三人（奏任）　主事專任六十二人（判任）　警部專任十人（判任）　技手專任五人（判任）　巡査若干人

內部大臣は必要に應じ地方に土木出張所を置き土木工事に關する事務を分掌す此官制發布と共に舊官制幷に治道局官制は廢止さる

地方官制

各道に左の職員を置く

觀察使各道に一人（勅任）　書記官各道一人（奏任）　事務官各道一人（奏任）　警視各道を通じ二十七名（奏任）　警部各道を通じ七十八人　主事各道を通じ百四十七人

各道に警察署を置き其位置管轄の區域は內部大臣是を定む其署長は警視又は警部とす

內部大臣は其部俸給豫算の範圍內に於て各道に技手警察醫を置く事を得

府郡に左の職員を置く

府尹各府一人（勅任又は奏任）　郡守各郡一人（奏任）　主事（判任）

漢城府に左の職員を置く

府尹一人（勅任）　事務官二人（奏任）　主事七人（判任）　技手五人（判任）

警視廳官制　警視總監は內部大臣の指揮監督を受け高級皇宮漢城府及京畿道に於ける警察消防及衞生事務を掌理し各部の主務に關する警察事務については各部大臣の指揮監督を受く又警視總監は部下の官吏を指揮監督し高等官の功過は內部大臣に具上し判任官以下の進退は是を專行す

內部大臣は必要に應じ豫算の範圍內に於て警視廳に技師飜譯官技手及通譯官を置く事を得

警視廳職員定員左の如し

警視總監（勅任）　警視副監（勅任又は奏任）　警視專任十二人（奏任）　警察醫專任（奏任又は判任）　警部專任五十八人（判任）

度支部官制

度支部大臣は政府の財務を總轄し會計出納、租稅國債、財幣銀行其他金融機關に關する事務を轄理し公共組合の財務を監督す

度支部司稅局、司計、理財の三局を置き職員の定員左の如し

書記官十三人　事務官七人　飜譯官二人　主事百八人

度支部に財源の調查に關する事務を掌らしむる爲め臨時財源調查局を設け左の職員を置く

局長一人（勅任）（度支部次官兼任）　書記官一人　事務官三人　技師五人　主事若干人　技手若干人

六千餘の暴徒屯集す

江原道原州狩野警部の報によれば當原州を距る五六里の箇所に於て暴徒四五百名屯集し行動極めて機敏にして常に討伐隊の攻擊を避けて出沒所在を晦ましつゝあり尙當郡及橫城、平昌寧越、旌善等の各地に散在する暴徒總數は目下約五六千名なるべく彼等は郡內の所草面にて洞人民に命じて冬服を調製せしめつゝありとのことなるが所草面橋大洞及白橋里に於ては一名につき六枚宛を奪去したりと

討伐隊の遭遇戰

去る十四日中目田大佐の報告に依れば鷄龍山（連山より北方約三里の所）甲寺附近の賊討伐の爲め公州より派遣せし兵卒九名は途中午後一時頃約百餘名の暴徒に逢ひしが其の中三十五名を殪し他は東方に潰走せしめたり鹵獲品は銃其の他雜品あり又山田少佐の報告に依れば聞慶守備隊長は同日午前七時新龍若附近にて賊八十餘名を突擊せしが賊の死体十五鹵獲品六十二點我には何等の損害なしと

●三綱五倫の敎

全羅北道全州金溝及び其附近に於ては路傍に檄文貼布しある由なるが其の文面は「我士民は三綱を明にし五倫を守る者是れ先帝の敎を垂れ玉ふ所以後皇上は闕を倭に侵され士民は領土を倭に奪はる是を以て義を創む故に其の意倭にありと雖我士の民も亦罪あれば之を殺し功あらば之を賞す右知悉の上後錄に依り施行すべしと、而して其前錄節目に云く一、稅金を收納せんとするも納むる所なし故に義に依りて誅求する事、一我土の國民にして徒に倭に附和し巡檢と稱して義兵の家に到り誅求飽なきものあり斯の如き輩は宜しく義に依りて誅する事、一客主に對しては前日屢々榜書を揭示せるにも係はらず尙實行せず米を買ふ事比々皆然り此より以後米を買ふ者も又義に依りて誅する事

●暴徒來襲

去る十四日午前四時全羅北道全州金溝分派所に暴徒約三十名來襲し小銃を亂射せるに依り同所巡査は一時避難せしも暫時にして退走せり同地は在留日本人一名も無しとの事なり

●憲兵負傷す

去る十二日午前七時頃堀內憲兵軍曹は上等兵五名を從へ黃海道海州郡茄佐面翠市に宿營中暴徒二十餘名襲來せしにつきこれに應戰し上等兵千葉豐之進右足關節部外側に銃丸擦過傷を負ひたりと

暴徒歸順を望む

忠淸北道忠州附近の匪徒は討伐隊に擊破せられたる以來少數の匪徒出沒するのみにて何れも歸順を望む者多きも尙李康年外二名の率ゆる七八百の匪徒は永春に根據を有し同地方に出沒しつゝあり又巡檢隊の一行は三週間の豫定を以て永春外十二ケ所に分派し單獨に匪徒の掃蕩を爲す見込にして去る三日淸風郡慈鶴洞に於て武裝せる首魁は往年東學黨の首魁なりしと

●暴徒韓民を殺害す

本月五日楊州居住李敬和（五十）なる者別非受學洞に於て暴徒に拉去せられ生死不明なりしが其の後探索の結果學洞を距る東方約二里星峴の山中にて死体を發見せしかば直ちに家族に引渡したりといふ

自衛團の奏効

過日自衛團組織の爲め各地を巡廻し揚州、麻田、積城、平康、鐵原、金化等に自衛團組織を完成して歸京したる委員長の報告に依れば李熙惠一行は抱川郡にて暴徒を說諭し砲軍崔今奉等廿八名を歸順せしめたり金浩重一行は長湍郡暴徒參謀官尹德兼を誘引說諭

●在韓徵兵身体檢查

在韓本邦人にして第十三師團管下に屬する四十一年度徵兵適齡壯丁身体檢查は來る四十一年四月一日より同五日迄の間に於て施行せらるゝ筈にて同適齡者は二月十日迄に左の各隊へ願書を差出すべし

鏡城　步兵第四十九聯隊
北靑　步兵第五十聯隊
咸興　野砲兵第十九聯隊
元山　步兵第五十一聯隊第三大隊
京城　步兵第五十二聯隊
平壤　步兵第五十二聯隊第二大隊
義州

右の外釜山にて受けんとするものは願書に其旨を記し京城步兵第五十一聯隊長に願出べし同地の徵兵事務は京城步兵第五十一聯隊にて之を行はるゝといふ最も願書を出したるものは其隊より許可證を受け三月盡日迄に檢査隊に屆出べく身体檢查を受くるものは當日最近の撮影に係る本人の寫眞を携帶し檢查に差出すべし尙ほ內地部隊にて現役に服することを出願し又は一年志願兵を志願（學術檢查を要せざるもの）せんとするものは三月盡日迄に右の軍隊に願出で身体檢查を受くることを得る由なり

●●●●小宮次官歡迎會●●●●

在京、仁、龍茨城縣人士は來る廿二日午後三時當地日本人倶樂部に於て小宮次官の歡迎會を兼ね忘年會を催す由發起人は谷口、飯泉、小杉の三氏なり委細は廣告にあり

●經濟協會●　經濟協會例會は本日午後六時より日本人倶樂部に於て開かれ市原盛宏氏の植民地金融機關に就ての講演あり其他會員數氏の自由經濟演說ある由なり因に曾禰副統監も出席せらるゝならんと云ふ

●東洋協會　當地支部は三浦委員の斡旋により日々會員を增加しつゝありと云ふ

●●●●學部の敎科書編纂●●●●

學部當局の勉勵により本年度の敎科書編纂は悉皆結了し不遠次に頒布せらるゝこととなるが右に付從來韓國に於ける印刷業は極めて幼稚にして到底厖大の敎科書を調製するに難かりしを以て學部當局者は不便を忍びて無止內地に於て印刷に附したりしが之亦校正等の爲め態々委員を東京に出張せしむるなど其費用の點に於て不便勘なからざりしが今日にては龍山に於ける印刷局を始めとし民間に於ける印刷業者にして實際敎科書印刷に堪ゆる設備を有するもの二三出來せしを以て來年度よりは悉皆當地に於て調製せしむることに內定したり

●●●●黑田太久馬氏●●●●

黑田太久馬氏は自己が占領したる南山の地面に付世評ウルサキを以て今回某韓人を右地面の賣主となし自己を買主となし賣買契約を作り目下漢城府尹に向て證明申請中なりと云ふ

●仁川の大火（十六日午後九時仁川發電）

淸韓洋行より出火し……只今穎原商會燒けつゝあり

仁川驛員不埒に就て
一先づ擱筆せん

仁川驛貨物係の亂脈及惡運送屋の眞相は過日來より連載したる本紙記事にて略其眞相を窺知するを得べし然る所　鐵道管理局に於ては既に京仁運送業務につき大改革を斷行すべく近日中之れが實行に着手すべしといふに就て吾人は我社の記事が過日來より仁川驛及運送屋の眞相を掲載せる他新聞の記事と相俟つて如何に偉大なる功を奏したるかを思へば聊か意を强ふするに足るものあり依つて我社は一先筆を擱して當局の處置を注視せんと欲す、然れども一言茲に保留したきは本記事の根本旨意と仁川驛貨物係主任池見興五郎の處分此れなり

抑も我社は本記事を掲載するに當つて仁川驛員の不埒てふ標題を置いて一に彼れ池見を筆誅したるものなるが如しと雖も彼が行爲は即ち不正運送屋と相結托して共に〳〵不正壟斷を逞うしたるものにして彼れ池見を筆誅するの記事は即ち併せて不正運送屋に痛棒を加へたるものに外ならず世人稍もすれば我社の記事を以て一に運送屋の非を辯護せんが爲めに池見を屠らんとしたるものと誤解するものあり此れ誤れり吾人は常に言ふ如く公正にして誤たざる運送屋攻撃は即ち仁川驛貨物係攻撃にして貨物係筆誅は又不正運送屋退治を意味するものなり從つて我社の記事は之れより順を逐ひ數十回に亘りて彼れ池見及惡運送屋の不正行爲を曝かんとしたるものにして再昨紙上迄の記事は只之れ本問題の序幕を記載したるに過ぎざるなり、然るに管理局に於ては前述の如く既に現今の運送業について其弊害の纏はる所を知り同運輸部長の如きは新聞記事によりて其刷新を速からしめたりと言明する以上は吾人又此上彼れ等の舊惡を驅露して徒らに社會に忠義呼はりするの愚なるを知る即ち吾人の言議が管理局の反省する所となりて將に事實に現はるゝに至れる今日此上筆尖を續くるは吾人の採らざる所なり此れ即ち吾人が今日を以て本記事に對して一先づ擱筆せんと欲する所以なり、然れども●部長が言明せる如く●運送業者の刷新●同時に仁川驛內貨物係(殊に池見)の舊惡に對して假借なき處分あるべきは信じて疑はざる●なり此れ吾人が一先づ擱筆するに當つて保留し置く一條件とす

吾は老たり
風流悟後の伊藤公、吉富樓上の感慨

[illegible]儲殿下に隨ひ十一日入洛したる伊藤太師、同夕中村樓にて催したる京都市の招待會をも辭し六時過ぎ潜かに旅館を出でしが姿は忽ち上木屋町の席貸吉富樓に沒したり程なく隨從の村田少將、古谷秘書官も又次々に忍ぶ姿の火影に消えて同じく同樓に入込みたるが既に公を待たる座敷には飯田新七、同新兵衛、西村總左衛門、池田清助、西村の店員野瀨氏等席を正して控へ居りてそれと見るより早く祇中堀ていの女將おていを先登に老妓中西君尾、續いて酒井愛子、岩井藤葉、吉田小咲、小高麒龍、中島つゆ、山本丸菊、酒井ぃ鶴、小杉玉葉、大林千賀鶴、北川歌鶴等祇園校書の一連ゾロ〳〵裾を引づり入り來り座は忽ちに變る喜見城、その間に例のシガーと日本酒をかたみ代りに呑み且つ吹せる公は惠比須顏を莞爾つかし「乃公が何處でも艶聞を流す理由はの、誰が何と言ても辯解をせないでウン左様〳〵と言て置くからだよ、然し乃公だつて同じ人間だもの此年をしてそう〳〵女に關係を結べる筈はないのぢや、此間も韓國で乃公に女を世話するといふので美人を十人ばかり連れ込むで來たが乃公は始めから望みがないぢやから能くも見なかつたのよ、唯其內の一人をアレは美人ぢやと褒めて置くとソレが其女の耳に入つたとかで奴だけが容易に歸らない乃公も實に閉口して結局人を賴むで連れ出させて仕舞つた」と一息入れて堀ていのおていに盃をさし「喃おてい、お前が乃公のことはよく知つとるぢやろ」といふを「御前はマメにおすから餘り信用も出來まへんわ」とのおていの返辭には公も聊か受太刀となりたるがかゝる中に飯田氏は舞妓に向つて踊れ〳〵と急き立てたるより一座は總立ちとなり磯で名所の踊りに興湧くが如く何れも時の移るを知らざりしが十一時を過ぐる頃フト時計を見て「ヤア遲くなつた」と俄に立ち上られし後を君尾が又追て行く久々のお出なれば若しお目に止まつた妓でもあればと持ち掛けたれど公はいやいや「乃公も此頃は隨分頭を使つたのでドウも氣分が勝れぬ又今度の入洛までお預けにして置く」と辭みて無事旅館に引上げられたり

●龍山の貧兒寮幻燈會　熊本貧兒寮員は去る十四日龍山櫻町青木病院に於て開會し同十五日は梅町田尻旅館に於て同十六日には內田旅館に於て開會せしが何れも盛會にして多大の同情を惹きたり因みに同出張員菊池廣田兩氏は青木氏の厚意にて同氏方に寄寓し同地方にある熊本縣出身者は同寮の爲め少からず盡力しつゝありといふ

●落成式寄附　去る十日京城日本人商業會議所落成式に際し左の如く寄附ありしと

ビール壹函　增田三穗
ビール壹箱　近藤佐五郎
卓掛壹枚　池田長兵衛
紅提灯貳百個　松浦源治

無情强慾（七）

久米八も伯母なるクモが現在の姪に身賣をさしても二百七十圓を返濟させんとする强慾に驚き又目前に於て罵詈嘲弄せられし口惜さに身を振はして蛇度思案を定め、仰の通り私は見る影もなき大工風情、迚も三百圓近い大金は一生涯　出來るか出來ぬか分りませぬソンナ厄介な荷を背負ふた女を妻にせずとも世間には女は澤山あれば此の場で立派に離緣しませうサア連れて歸るなりと煮て喰ふとなりと御勝手にされたがよいと言ひ放てばクモは付いり夫はよい思ひ切りだが今日が日まではお前と夫婦であつたとすれば萬一姙娠になつて居らぬとも限られない倘し懷姙して居れば何とする考へか先づ夫れが聞いて置きたいと言へば久米八は今日迄に身持ちになつたことが確實なれば生れた其の子は私が引取ることにすればよいではないかと答へしにクモは膝を進めて夫れは當然のことだが身持となれば此の先十ケ月は遊ばせて置かねばならぬ私とても遊ばして養ふて置く譯には行かぬから十ケ月の賄料並に衣類代小遣錢として一ケ月十五圓と見積り百五十圓それだけは只今耳を揃へてつけて貰はぬと連れては歸らぬ……何と身持なれば分娩するまで預かつて置くとへン前さんの方では追ひ使うに便利が宜からうが一旦離緣された以上は垢の他人無給金で働く馬鹿も居るまいが此の伯母がついて居れば働かすことも出來ぬ其の給料にした所が月が十五圓とすれば十ケ月で百五十圓何れでも同じことだ只今渡して貰ひませう……イヤ其の金を只今貰うといふのではない萬一の爲めに預かつて置くのだ只今お金が出來ぬとなれば此處に有たけの家財道具一式をお金の出來るまで預つて置くとにしても宜いと爰に難問題を持かけたり

●無錢の遊客　廣島縣廣島市細工町の者にて目下當地壽町二丁目散髮職酒井方雇人中野米吉(三十)は去る十五日の午後七時頃永樂町三丁目の綠といへる料理屋に抵り牛肉の鋤燒にて舌皷を鳴らし十一時過までぐでつて飲み續け扨いよ〳〵勘定といふ一段になつてお金を持つて來る馬鹿があるものか貸さないといつても貸つて行くがどうするかなどゝ飛んでもない權幕を振り舞はし遂に警察署の厄介

●强盜逮捕　去る五日午後七時頃西署盤石洞蓮池契客主金敬植外數ヶ所に短銃を以て押入り金品を强奪したる强盜犯張學叡、李發周、李啓稱等は今回逮捕せられ訊問課に於て取調中なりといふ

●韓人の掏摸　一昨十五日午前十一時頃明治町三丁目の升谷某の妻が南大門通りの市場にて午蒡を購ひ其の代を拂ひて財布を手に持ちたるまゝ歸らんとする際チョンガーが財布を奪ひて驅け出せしを居合ひの魚商が認めて引つ捕へ鞠問して見ると李鳳年(十七)といふ横着者なりしと

羽城千軒（下）
熱田

▲端城と羽城　昔から此所の漁師は冒險的心あつて小さき漁船に乘つて遠く鳥羽沖位迄出漁したもので住民の團結力は非常に强かつた、徳川時代の初に何か此所の住民が功勞を樹たものと見え俗に天狗鳥と云ふ海鳥の獵を一手でする特權を得た、それで端城の名稱は此事の意味をも含む爲めに羽城と頭文字だけを改める事となつた

▲免稅の特權　天狗鳥專獵以外に此所の住民は永く免稅となつて居た、而して其日送りの漁師連で板子一枚下は地獄と云ふ觀念に支配されたものか年を經るに從つて團結力は愈よ鞏固になると同時に無慾となつて何事を爲すにも町の一致協同、何物でも町の共有となし個人の所有は女房ばかりで船でも網でも悉く共有で九尺二間の長屋に二々夫婦も三夫婦も交情よく暮して居る始末

▲老人救護の美德　此所の住民は誰でも六十歲になれば町中で之を養つて置く長者に對する尊敬の念は深く、たとへ親兄弟は無く老衰しても町民は決して此憐むべき老人を山などへは棄てず大事に養つて行く

歳暮大賣出し

太

○一等景品 金露 五樽
○二等景品 トランクカバン 一個 四十圓
○三等景品 三越呉服券 二十圓
○四等景品 ライトシャツ 三組
○五等景品 キット皮靴 一足
○六等景品 婦人用絹張洋傘 一本
○七等景品 商人外套 一着
○八等景品 舶來手風琴 一個
○九等景品 上等折カバン 一個
○十等景品 机 一脚
○三十等景品 男持洋傘 一本
○五十等景品 中折帽子 一個
○百等景品 大手提金庫 一個
以下略之

福引券進呈

外に副景品として弊店電話番號に當籤の御方には二枚續き白毛布一枚進呈仕候

●例年之通り來る十五日より三十日迄
●金壹圓毎に福引券一葉御進呈可仕候
●今回は特に大強勉一本も空籤無之候
●籤引一月五日新聞社員立會の上擧行

太

和洋雜貨商 平田商店

京城本町三丁目（電話百十五番）

歳暮大賣出し

來る十六日より廿五日迄十日間
現金の御買上げに限り

正札より壹割引

右平素之御厚志に酬ゐる爲め大賣出し仕候間賑々敷御來店御買上げの程奉懇願候
●見切反物や釣り切れは大安賣
●御便宜上呉服券は金五圓以上賣出し仕候

君か代足袋發賣元

山口呉服店

京城本町四丁目 電話九番

直輸入荷着

セメント特約販賣

新荷着

涙板

廉價大販賣
建築及土工用具並小金物類一式取揃申候間御用命被仰付度候

仁川港本町通り
秋田商會鐵物部
電話一二六番

歳暮大賣出し

景品付

賞品總高五百圓（正味）
壹圓毎に景品券一枚

壹等 金五拾圓 三越呉服券
貳等 金參拾八圓 トランク 一個
參等 金三拾八圓 モヘル 一枚
四等 金二拾七圓 白米 三俵
五等 金二拾圓 青木堂商品券
六等 金二拾圓 毛布 一枚
七等 金二拾圓 弊店商品切手
八等 金二拾圓 正宗 一樽
九等 金拾八圓 毛布 一枚
十等 金拾七圓 カバン 一個
十一等 金拾圓 シャツ 一枚
十二等ヨリ十五等迄 金拾八圓 白毛布 一組
十六等 金八圓 カバン 一個
十七等 金六圓 寫眞ブック 壹個
十八等 金五圓 折カバン 一個
十九等 金四圓 金庫 一個
二十等 金四圓 肩掛 一枚
以上五千等迄肩掛、シャツ、首卷等澤山
五千等 金四拾圓 モヘル 一枚
即時開札 景品進呈（但し景品券五千枚限）

●各位益々御清祥奉賀候一昨日より三十一日迄景品付賣出し仕候處非常の人氣にて二日間に已に八百枚余も開札致し候故に年末日前景品券の賣切れるやも難計乞ふ此機を逸せず至急御來店の上御買求あらんことを
●注意弊店の景品高は廣告ばかりでなく實際に當りますから御懸念なく御慰み旁々一時も早く御來店の上御試めしあれ

郵便局前

和洋雜貨文房具 卸小賣 シノサキ商店

電話六四八番

シャツ 首卷 肩掛類 防寒具 澤山荷着致居候

勿驚未曾有之景品附大安賣

◎新荷着景品附歳末大賣出し◎
今回新荷着致候に付非常大奮發を以而破格の廉價に販賣し尚歳暮の印として來る十二月十日より同卅一日迄御買上の代金五拾錢毎に福引券を呈し候間續々御奮臨被成下度奉願上候

營業品目
一漆器類（重箱、膳椀、盆、菓子器、菓子入、硯箱其他種々）
一家具類（戸棚、鏡臺、針差、衣桁、簞笥、其他種々）
▲御世帶道具は何品にても取揃へあり
◎旅館料理店向きの道具類
●正月御祝用品一式

景品の重なるもの
一壹等白米十俵 貳百等紫檀茶棚 三百等單笥、四百等會席膳貳拾人前、五百等吸物椀、其他數千本
追而福引券は一月五日引替可申候
一本も空籤なし

京城本町二丁目

漆器家具卸小賣商 カ 笹本商店

大見切品澤山あり

商人の信用は顧客に滿足を與ふるより外なし

當十二月十五日より 歳暮賣出し

○更紗八錢より○チル同じく○唐チリ友ぜん廿錢より○其他之に準ずるの大安賣○和洋反物共新荷澤山此際品々御好にまかせ○平素懸直なく薄利を旨とする弊店賣は割引の餘地とては無之も從來の御愛顧に御禮の爲め如此に候

京城本町三丁目

和洋反物店 丸一

電話六三五

歳暮大賣出し

例年之通來七日より十二月三十一日迄金參圓毎に福引券一葉づつ進呈仕候
今回は大勉強一本もからくじ無之候
來一月十一日午前九時籤引擧行仕候

電話二十七番

三

福引券進呈

京城本町 龜屋

○一等景品 金壹百圓 三越 龜屋 商品切手
○二等景品 銀コーヒーセット 一組
○三等景品 モヘル膝掛 一枚
○四等景品 ラクダ毛布 一組
○五等景品 羽根布團 一枚
○六等景品 シヤンパン酒 一打
○七等景品 白毛布 一組
○八等景品 白葡萄酒 一打
○九等景品 色毛布 一組
○十等景品 トランク 一個
○二十七等 枕蒲團 一個
○五十等 襟卷 一筋
○百等 肩掛 一枚
○餘は略す

日本郵船株式會社 仁川出帆廣告

電話十番

仁川海岸通 貨物及船客取扱店 郡回漕店 電話三九番

京城南大門通 巴商會 電話三〇六番

●釜山長崎門司神戸行
山東丸 十二月二十六日後三時出
●釜山門司神戸大阪行
淡路丸 十二月二十八日後三時
●群山、木浦、釜山、門司、神戸、大阪行
浦汐丸 十二月卅日後三時出
第一オハヨ號 十二月廿一日後三時出
●大連、大沽行
酒田丸 十二月卅一日後一時出
●大連行
營口丸 十二月十七日後三時出
高砂丸 十二月三十一日後一時出
●大連、秦皇島行
山東丸 十二月十七日前九時出
●鎭南浦安東縣行
第一オハヨ號 十二月十八日後三時出
浦汐丸 十二月 日後三時出
●釜山出帆、元山、城津、浦鹽行
弘前丸 一月二日

注意 御乘船ノ際ハ税關波止場ヨリ本船迄御送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ船解纜ノ事

大阪商船株式會社 仁川出帆廣告

切符發賣所
仁川支店 電話一二番
仁川税關波止場出張所 電話二二〇番
京城本町通り角發賣所 電話六五五番
荷客扱店 慶田組 電話四二番

●大連、門司、横濱行
勝山丸 十二月二十日正午出
●關門、宇品、神戸、大阪行
馬山丸 十二月 日前十時出
咸鏡丸 十二月廿二日前十時出
●群山、木浦、釜山、關門、神戸、大阪行
群山丸 十二月廿日後五時出
京城丸 十二月十八日後五時出
●群山、木浦、馬山、釜山、關門、神戸、大阪行
千賀丸 十二月 日後五時出
筑後川丸 十二月廿三日後五時出
●鎭南浦行
成鏡丸 十二月十七日後一時出
●木浦、釜山、鎭之浦、長崎行
木曾川丸 十二月廿五日前十時
●長崎行
信濃川丸 十二月廿三日前十時出
●鎭南浦、大連行
信濃川丸 十二月十九日後一時出
木曾川丸 十二月廿日後四時出

廣告

明治四十一年一月一日午後一時新年祝賀の爲日本人倶樂部に於て名刺交換會開催致候間御贊成の諸君は來る二十二日迄に民團役所へ御申込相成度候也
追て會費金五十錢御申込の際添付相成度候

明治四十年十二月十四日
發起人（イロハ順）
伊東祐侃 池田十三郎 大屋權平 和田常市 牛丸重二郎 丸山重俊 佐竹義準 峯岸繁太郎
市原盛宏 戸叶薫雄 大多和新輔 吉松憲郎 熊谷賴太郎 秋吉富太郎 三浦彌五郎

今般其筋の認可を得代書業開始す

明治法律學校出身
増本好三郎事務所
京城本町壹丁目一番地